

経営強化指導計画

【滋賀県信用組合】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第27条)



平成26年11月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	・・・・・・・・ 1
1. 経営強化指導計画の実施時期	・・・・・・・・ 1
2. 経営指導方針	・・・・・・・・ 2
3. 経営指導の内容	・・・・・・・・ 2
(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導	
(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導	
(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性化に資する方策への指導	
4. 経営指導体制	・・・・・・・・ 3
5. 経営指導のための施策	・・・・・・・・ 4
(1) 経営強化計画の進捗管理	
① 経営強化計画履行状況報告	
② 経営強化指導計画履行状況報告	
(2) モニタリング、ヒアリング	
① オフサイト・モニタリング	
② 協議、ヒアリング	
③ 出向者協議会	
(3) 監査機構による検証・指導	
(4) 計画達成に必要な措置	
① 人的支援の実施	
② 事業再生支援へのサポート	
③ ALMサポートの実施	
④ 資金運用サポートの実施	
⑤ トレーニーの受入	
6. 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容	・・・・・・・・ 9
(1) 買取りを求める優先信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	
7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	・・・・・・・・ 10
(1) 劣後信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	

【はじめに】

当会は、信用組合業界の系統中央機関として滋賀県信用組合に対し、資本支援を実施するとともに人的支援を行い、金融仲介機能の強化に努めているところであります。

また、滋賀県信用組合は、これまでも、経営の合理化や資産の健全化などの取組みにより経営体力を強化し、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する円滑な資金供給や金融サービスの提供に努めてまいりました。

こうした中、当組合の営業エリアである滋賀県内の景気は「消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動がみられるものの、持ち直しつつある」と言われていますが、その要因は主に大企業の業績に支えられているもので、中小規模事業者については依然として厳しい状況が続いています。人手不足も追い討ちを掛けており、利益が上がらない状況が続いています。また、金融円滑化法の終了後も、引き続き経営改善支援を必要とする事業者は多く、特に地場産業は構造的な要因も重なり業況の改善のためにはより一層の経営改善や事業再生などの支援が必要となっております。

このような状況の中、滋賀県信用組合では、一層の地域経済への貢献を進める観点から、盤石な財務基盤を構築する必要があるとの考えの下、当会に対し追加の資本支援を要請するにいたりました。

当会といたしましては、滋賀県信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、これまで以上に安定的かつ円滑な資金供給を実施していくために、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として公的資金を活用することにより、滋賀県信用組合の財務基盤について更なる強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、滋賀県信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、滋賀県信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 経営強化指導計画の実施時期

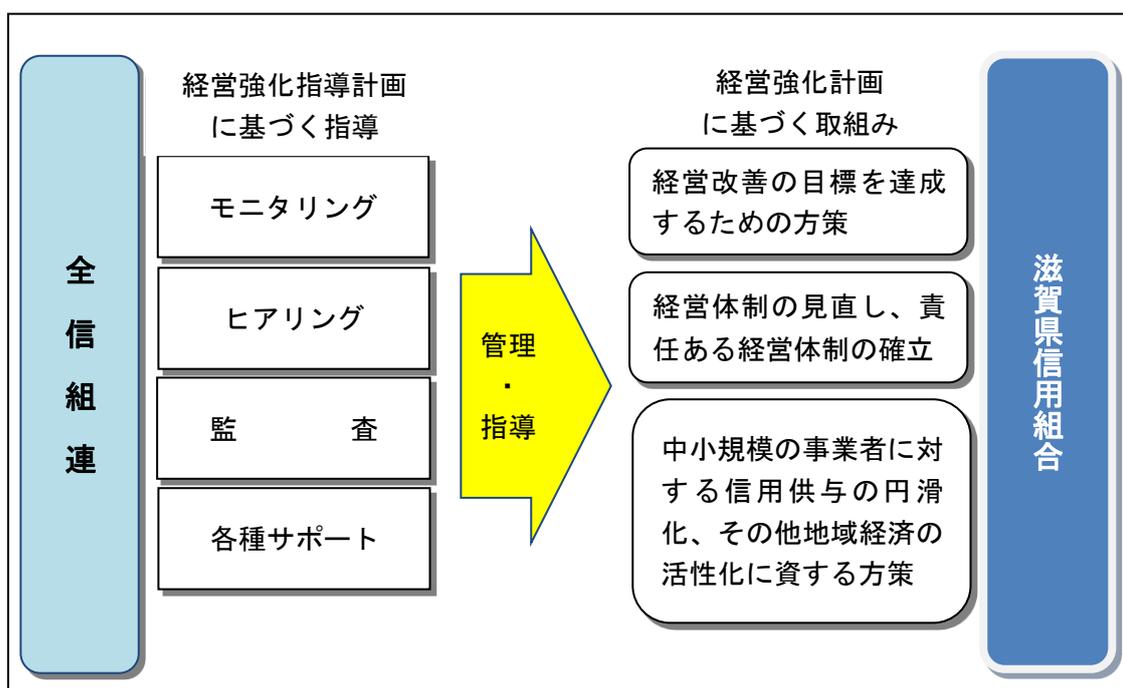
滋賀県信用組合が金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という）第25条第2項第1号の規定に基づき策定する経営強化計画の実施期間は、平成26年4月より平成29年3月までであることから、当会は、金融機能強化法第27条第2項の規定に基づき平成26年4月より平成29年3月までの経営強化指導計画を策定し、滋賀県信用組合の経営強化計画の円滑な実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 経営指導方針

当会では、金融機能強化法の活用にあたり、定期的なモニタリング、ヒアリング及び全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という）の監査などによる管理・指導の取組みを更に強化し、滋賀県信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取組みについて、適時・適切に指導してまいります。

また、当会は、滋賀県信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、指導専担部署による進捗管理など最大限の指導を行ってまいります。



3. 経営指導の内容

(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況を含む）

経営改善の目標達成（各種リスク管理強化の状況を含む）のための方策については、経営強化計画に掲げる各種施策の実施により、財務・収益体質の改善・安定化が図られるよう、事後管理の所管部である信組支援部（経営指導監理課）において、モニタリング、ヒアリング等を通じ、施策の実施状況を的確に把握し、実効性の分析・評価を行い、当会の経営陣に報告します。

滋賀県信用組合への助言・指導にあたっては、双方向での議論を進め、着実な履行内容の確認、取組みが不芳となった場合の要因分析を行います。

また、当会の経営陣と当信用組合の経営陣との個別面談・協議による経営強化計画の検証と基本方針への指導・助言を行ってまいります。

(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

責任ある経営体制の確立に向け、当会からの職員の出向派遣を継続するとともに、組合役員や重要施策を担う所管部署長等との面談や監査機構監査等を通じて、ガバナンスやリスク管理体制の強化に向けた指導・助言を行ってまいります。

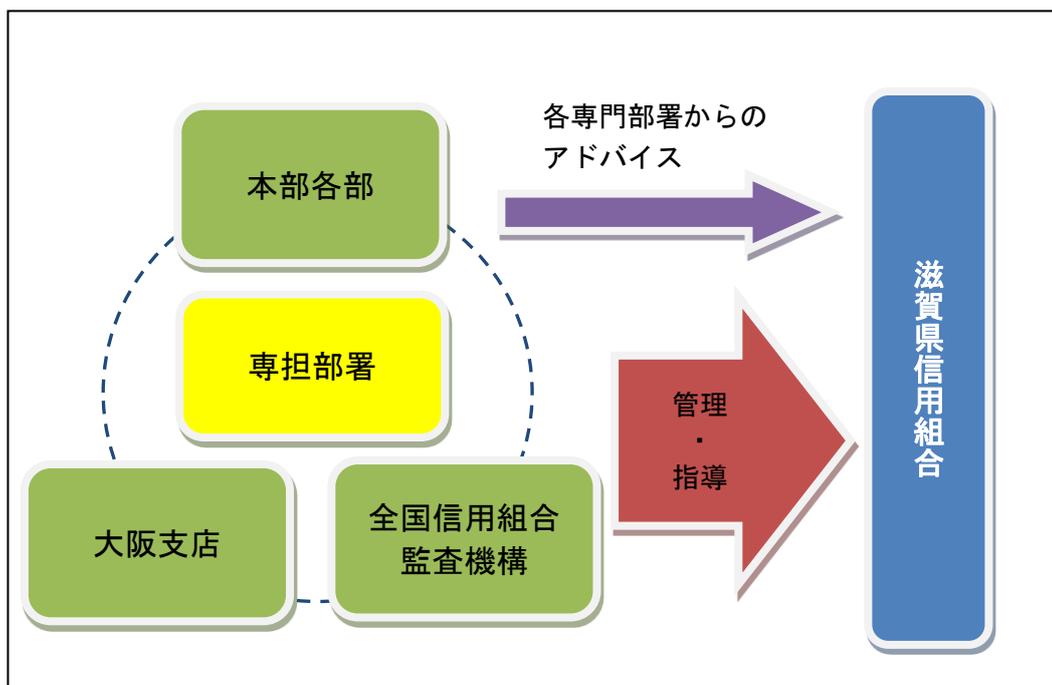
(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性化に資する方策への指導

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、他信用組合の成功事例の提供などを通じて、これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供給や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

4. 経営指導体制

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理にかかる所管部署を信組支援部（経営指導監理課）とし、本部各部や滋賀県信用組合の管轄営業店である大阪支店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

また、経営強化計画の着実な履行に向けた指導体制を強化してまいります。



5. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の進捗管理

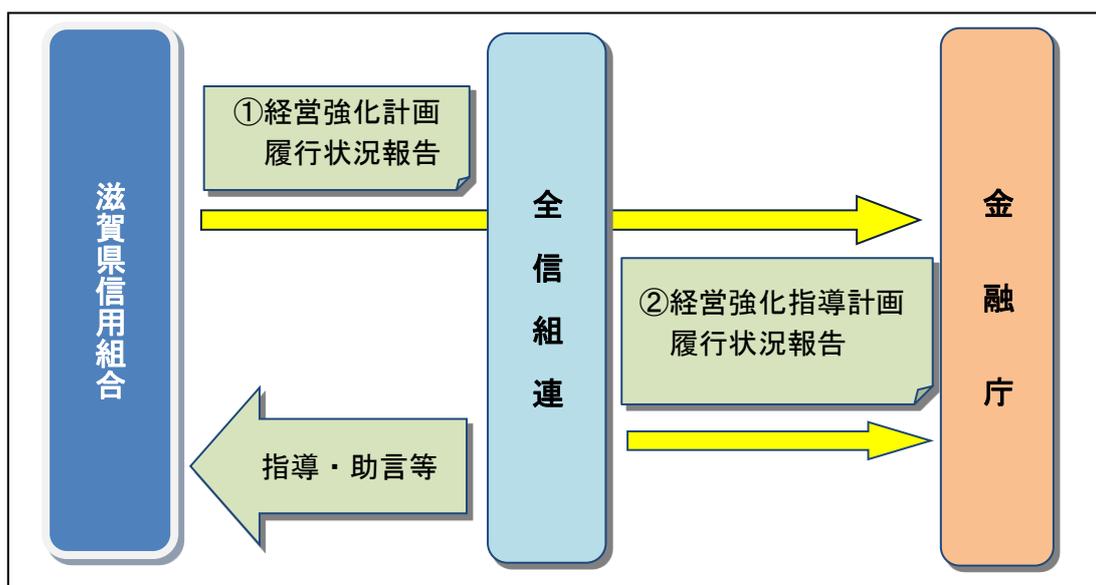
当会は、滋賀県信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画達成に必要な指導・助言を行ってまいります。

① 経営強化計画履行状況報告

滋賀県信用組合が金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として作成する「経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

② 経営強化指導計画履行状況報告

当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、本経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。

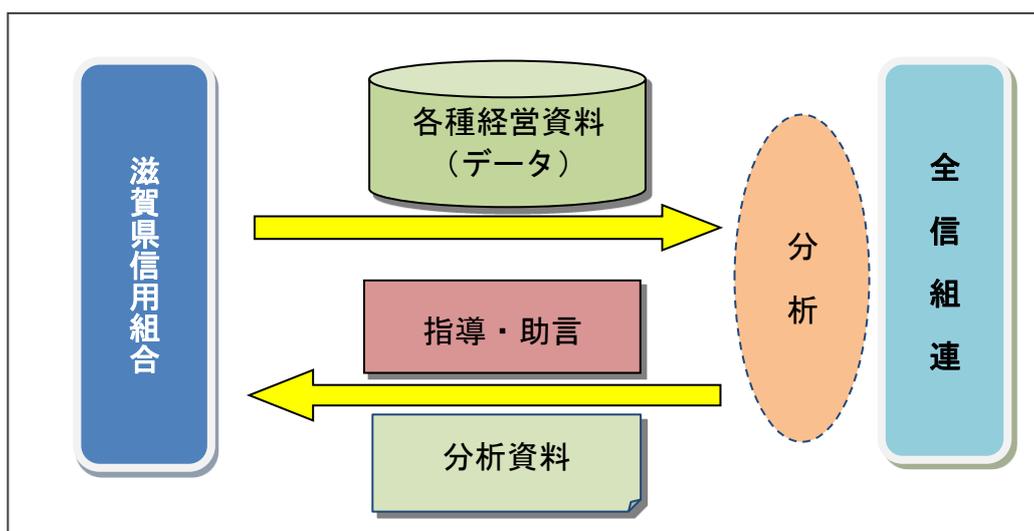


(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

経営強化計画の着実な履行のためには、課題・問題点の早期発見と適切な対応が必要となります。

当会は、滋賀県信用組合から定期的（日次、月次、四半期、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、計画の達成に向けた指導・助言を行ってまいります。



a. 日次モニタリング（流動性リスク分析）

日次で組合の預金、貸出金の推移や現金、預け金等の状況を把握するとともに、流動性の状況を検証し、必要に応じて対応策等を協議・実施いたします。

b. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で有価証券の種類別・保有区別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

c. 四半期モニタリング（有価証券リスク分析）

四半期ごとの評価損益及び感応度（リスク）を把握し、自己資本（健全性）に与える影響等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

d. 半期モニタリング（与信リスク管理）

半期ごとに大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

e. 経営分析資料の提供

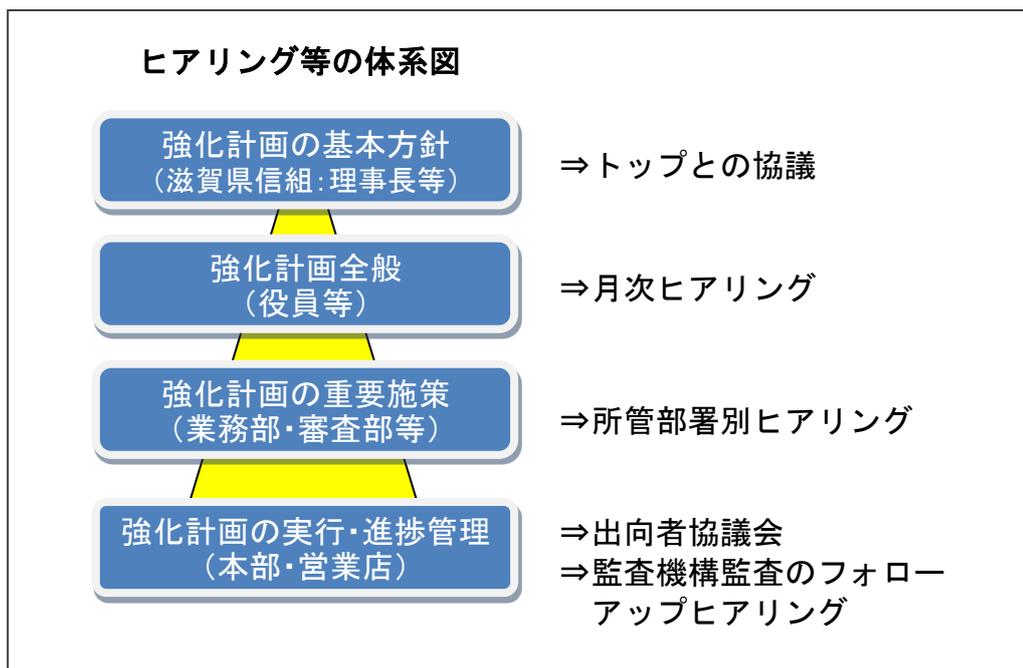
年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別、地区別の比較や問題点を取りまとめた資料を提供し、問題認識の共有を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

〔分析の内容〕

- ・自己資本分析
- ・資産内容分析
- ・収益性分析
- ・流動性分析
- ・経営基盤分析

② 協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより計画の達成に向けた各種取組みをサポートしてまいります。



a. トップとの協議

原則として半期に一度、理事長をはじめとした当会の経営陣による当信用組合の経営陣との個別面談・協議を通じ、経営強化計画の検証や、基本方針にかかる助言・指導を実施してまいります。

〔協議対象者〕 理事長（役員）

b. 月次ヒアリング

月一回以上、当会役員又は指導専担部署・大阪支店によるヒアリングを行い、経営強化計画の推進体制、進捗状況及び経営状況に関するヒアリングを実施し、現状の把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、今後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

〔ヒアリング対象者〕 役員、部長

c. 所管部署別ヒアリング

経営強化計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う所管部署別にヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲が絞られたヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導體制を強化してまいります。

なお、開催は原則として月一回以上といたしますが、施策の進捗状況に応じ、実施時期を調整することで、最も効果的なタイミングでの指導を実現してまいります。

〔ヒアリング対象者〕 業務部長、審査部長等

d. 監査機構監査のフォローアップヒアリング

監査機構監査の検証結果にかかる対応状況について、ヒアリングを行い、継続的な状況把握と未解消課題に対する助言・指導の強化を行うことで、各種リスクの抑制に努めてまいります。

〔ヒアリング対象者〕 経営企画部長、審査部長等

③ 出向者協議会

当会からの出向者と指導専担部署が、原則として四半期ごとに会合を開き、より深度ある現状把握・分析の実施と、施策の結果が捗々しくない場合の迅速かつ実情に応じた適切な対応を協議・指示するとともに、各種ヒアリングを通じて行った当会からの助言・指導内容の徹底が図られていることを確認することで、計画の実効性向上に努めてまいります。

(3) 監査機構による検証・指導

当会は、滋賀県信用組合に対し、年一回、監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、資産査定の確認や信用リスク、市場リスク、事務リスク等の検証を通じて、組合の経営実態の詳細な把握を行うとともに、経営改善に向けたアドバイスを行ってまいります。

(4) 計画達成に必要な措置

当会は、滋賀県信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の達成に必要と判断される措置を実施いたします。

① 人的支援の実施

当会職員の出向派遣を継続し、滋賀県信用組合の経営態勢強化を図ってまいります。

② 事業再生支援へのサポート

a. 各関係団体との連携強化

中小規模事業者の事業再生及び地域経済の活性化に資するため、当会は各関係団体と連携し、滋賀県信用組合の事業再生支援の取組みへのサポートを実施いたします。

具体的には、滋賀県産業支援プラザとの連携や、必要に応じ、滋賀県信用組合と商工団体との情報交換会の開催など、各関係団体との連携強化に向けた取組みをサポートしてまいります。

b. 取引先の販路拡大へのサポート

滋賀県信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に関する他の信用組合の取組事例等の提供や、他の信用組合とのお取引先にかかる情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みをサポートしてまいります。

c. しんくみ리카バリの活用

信組業界の再生ファンドである『しんくみ리카バリ』を活用し、滋賀県信用組合のお取引先の再生支援に向けての取組みをサポートしてまいります。

③ A L Mサポートの実施

A L Mの実施状況を確認し、データ整備や運営に関しての助言・指導を通して、リスク管理態勢の強化をサポートしてまいります。

④ 資金運用サポート（有価証券ポートフォリオ分析）の実施

有価証券ポートフォリオを分析して市場リスク量の検証を行うとともに、将来のポートフォリオのシミュレーションやストレステストなど

を実施することにより、市場リスク管理及び資金運用をサポートしてまいります。

⑤ トレーニーの受入

有価証券運用にかかるトレーニーを受入れ、内部管理体制の強化及び人材育成をサポートしてまいります。

6. 信託受益権等の買取りを求める額及びその内容

(1) 買取りを求める優先信託受益権の額及び内容

	項目	内容
1	信託	滋賀県信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	滋賀県信用組合優先出資証券 A、B 32.5 億円 滋賀県信用組合優先出資証券 C 90 億円
4	信託設定時元本	90 億円
5	優先配当の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定配当（非累積） ・ 信託財産等からの収益が確定配当額を下回った場合は、優先信託受益権配当準備金を取り崩して配当に充当 ・ 初年度配当の支払原資が未充足の場合には、貸付予約契約を発動し全信組連からの借り入れで不足分を補う
6	配当率	12ヶ月日本円 TIBOR+1.05%（上限8%）
7	優先信託受益権配当準備金	・ 信託財産等からの収益から優先信託受益権配当を支払った後の残余収益を準備金要求残高まで積み立てる
8	準備金要求残高	・ 前年度準備金要求残高と当該年度の優先信託受益権配当予定額に0.9億円を加えた金額の大きい方 但し、信託契約設定時は0.9億円とする
9	貸付予約契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全信組連からの貸付予約契約 ・ 初年度配当の支払原資が未充足の場合には、貸付予約契約を発動し全信組連からの借り入れで不足分を補う
10	信託設定日	平成26年12月12日
11	受益権譲渡日	平成26年12月12日
12	信託予定期間	25年（延長可能）
13	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず優先信託受益権が劣後信託受益権より先に元本弁済される
14	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先信託受益権元本の割合に応じた数とする
15	譲渡	可
16	委託者	全国信用協同組合連合会
17	受託者	あおぞら信託銀行
18	受益者	整理回収機構
19	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

滋賀県信用組合は、将来にわたって地域の中小規模事業者等に対する円滑な金融仲介機能を発揮していくため、より強固な財務基盤を構築する観点から、平成 27 年 3 月期決算において、貸付債権に係る予防的な引当処理及び有価証券の積極的な処理等を実施して今後の信用リスク及び市場リスクを極力排除するとともに、繰越損失を一掃することとしております。

このため、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、滋賀県信用組合の財務基盤の安定性を確保し、地域の中小規模事業者等に対する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に万全を期すべく、当会が 90 億円の優先出資を引受け、既引受けの優先出資 32.5 億円と合わせ信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 90 億円の優先信託受益権の買取りを求めるものです。

7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 劣後信託受益権の額及び内容

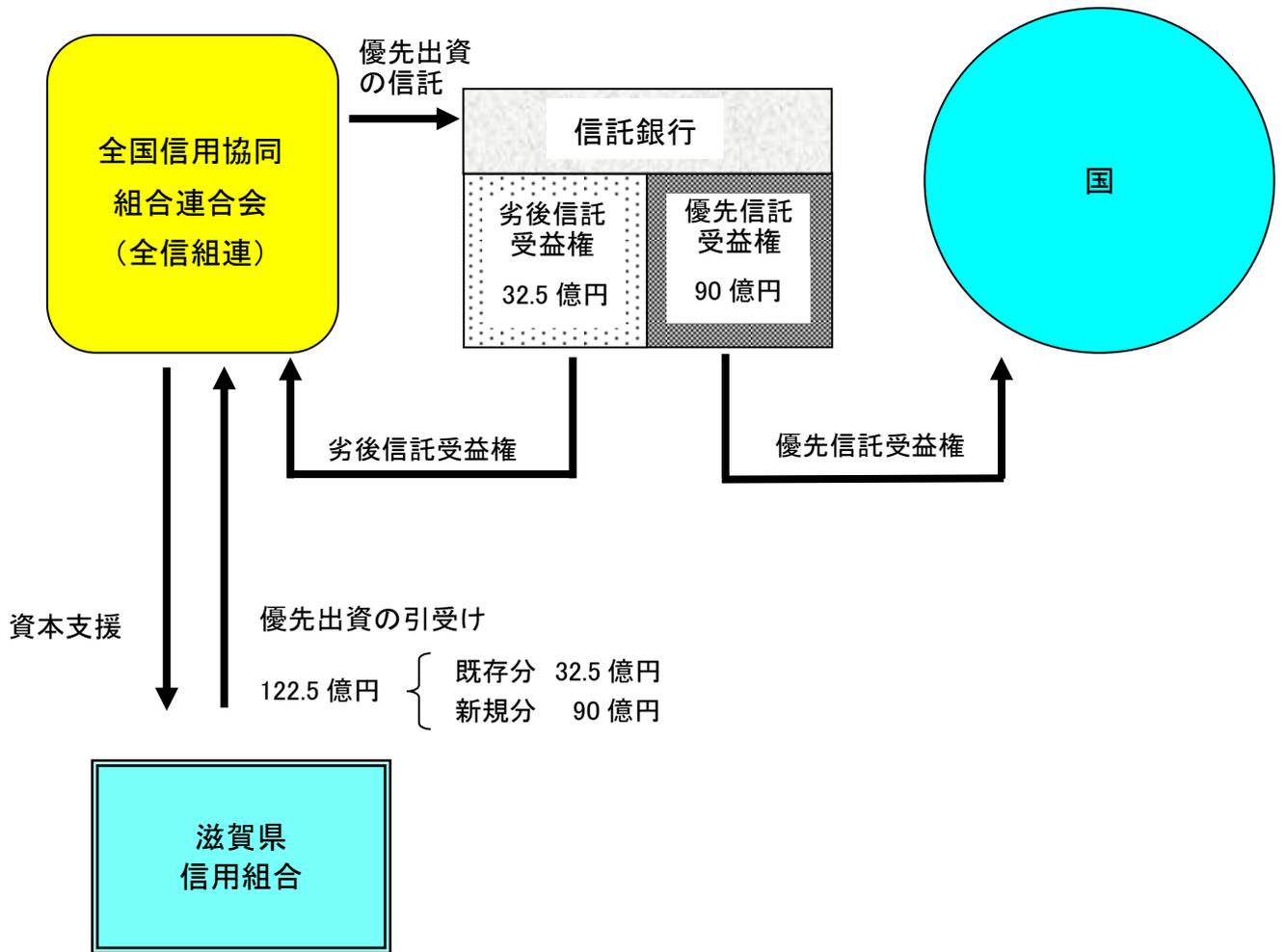
	項 目	内 容
1	信託	滋賀県信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	滋賀県信用組合優先出資証券 A、B 32.5 億円 滋賀県信用組合優先出資証券 C 90 億円
4	信託設定時元本	32.5 億円
5	劣後配当の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実績配当（非累積） ・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額 <ul style="list-style-type: none"> ①優先信託受益権配当 ②信託借入金利息 ③優先信託受益権配当準備金積立金 ④信託借入金元本返済金
6	優先信託受益権配当準備金	信託財産等からの収益から優先信託受益権配当を支払った後の残余収益を準備金要求残高まで積み立てる
7	準備金要求残高	・前年度準備金要求残高と当該年度の優先信託受益権配当予定額に 0.9 億円を加えた金額の大きい方但し、信託契約設定時は 0.9 億円とする
8	信託設定日	平成 26 年 12 月 12 日
9	受益権譲渡日	平成 26 年 12 月 12 日
10	信託予定期間	25 年（延長可能）
11	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず優先信託受益権が劣後信託受益権より先に元本弁済される
12	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存劣後信託受益権元本の割合に応じた数とする
13	譲渡	不可
14	委託者	全国信用協同組合連合会
15	受託者	あおぞら信託銀行
16	受益者	全国信用協同組合連合会
17	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

滋賀県信用組合は、将来にわたって地域の中小規模事業者等に対する円滑な金融仲介機能を発揮していくため、より強固な財務基盤を構築する観点から、平成 27 年 3 月期決算において、貸付債権に係る予防的な引当処理及び有価証券の積極的な処理等を実施して今後の信用リスク及び市場リスクを極力排除するとともに、繰越損失を一掃することとしております。

このため、今後、地域経済や金融市場に急激な変動が生じた場合でも、滋賀県信用組合の財務基盤の安定性を確保し、地域の中小規模事業者等に対する適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に万全を期すべく、当会が 90 億円の優先出資を引受け、既引受けの優先出資 32 億 5 千万円と合わせ信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 90 億円の優先信託受益権の買取りを求め、32 億 5 千万円の劣後信託受益権を当会が保有するものです。

～金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）～



以上

内閣府令第72条 第1号に掲げる書類

- 信託受益権等の買取り申込みに係る理由書

信託受益権等の買取りの申込みに係る理由書

平成26年11月12日

(提出者) 本店又は主たる 東京都中央区京橋1丁目9番1号
事務所の所在地
商号又は名称 全国信用協同組合連合会
代 表 者 代表理事 内 藤 純 一

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第26条に基づき、信託受益権等の買取りの申込みに係る理由は以下のとおりです。

記

滋賀県信用組合は、当会からの資本支援を受け、経営の合理化や資産の健全化などの取組みにより経営体力を強化し、地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対する円滑な資金供給や金融サービスの提供に努めてまいりました。

こうした中、当信用組合が営業基盤とする滋賀県内の景気は「消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動がみられるものの、持ち直しつつある」と言われていますが、その要因は主に大企業の業績に支えられているもので、中小規模事業者については依然として厳しい状況が続いています。人手不足も追い討ちを掛けており、利益が上がらない状況が続いています。

また、金融円滑化法の終了後も、引き続き経営改善支援を必要とする事業者は多く、特に地場産業は構造的な要因も重なり業況の改善のためには一層の経営改善や事業再生などの支援が必要となっております。

このような状況の中、滋賀県信用組合では、一層の地域経済への貢献を進める観点から、盤石な財務基盤を構築する必要があるとの考えの下、当会に対し追加の資本支援の要請を行ってまいりました。

当会では、滋賀県信用組合が、地域の中小規模事業者や個人に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、これまで以上に安定的かつ円滑な資金供給を実施していくために、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律の活用が必要と判断し、法第26条に基づき、信託受益権の買取りを申請いたします。

以 上